

令和6年度トップアスリート強化支援金支給要領 新旧対照表

令和6年度	令和5年度
<p>第1条 省略 (支給対象者)</p> <p>第2条 強化支援金の支給対象者は、平成<u>26</u>年4月1日以前に生まれた者のうち、別表第1に定める競技(国民スポーツ大会、オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックで実施される種目に限る。)について、中央競技団体(公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟しているものに限る。)・JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)・JPC(公益財団法人日本パラリンピック委員会)から、日本代表選手又は世代別日本代表選手(いずれも候補を含む。以下「代表選手」という。)に指定され、令和<u>6</u>年4月1日から、令和<u>7</u>年3月31日までに実施される国内合宿又は国外遠征等(以下「合宿遠征」という。)に参加する者で、次に定めるいずれかにあてはまる者とする。</p> <p>省略</p> <p>第3条 省略 (強化支援金の支給申請)</p> <p>第4条 強化支援金の支給を受けようとする者(未成年者である場合にあつてはその保護者。以下「申請者」という。)は、トップアスリート強化支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、令和<u>7</u>年3月<u>14</u>日までに知事に提出するものとする。</p> <p>省略 (オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠)</p> <p>第5条 オリンピックやパラリンピック等に出場<u>する</u>可能性がある者について、別表第3に定める競技実績に応じ、支給回数の上限を拡大する。</p> <p>省略</p> <p>第6条 省略 (参加報告)</p> <p>第7条 強化支援金の支給決定を受けた者は、合宿遠征終了後1月以内又は令和<u>7</u>年4月<u>4</u>日のいずれか早い日までに参加実績報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、支給決定を受けた日が、合宿遠征終了後1月を経過している場合は、速やかに提出するものとする。なお、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。</p> <p>省略</p> <p>第8条 省略</p>	<p>第1条 省略 (支給対象者)</p> <p>第2条 強化支援金の支給対象者は、平成<u>25</u>年4月1日以前に生まれた者のうち、別表第1に定める競技_____について、中央競技団体(公益財団法人日本スポーツ協会___公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟しているものに限る。)・JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)・JPC(公益財団法人日本パラリンピック委員会)から、日本代表選手又は世代別日本代表選手(いずれも候補を含む。以下「代表選手」という。)に指定され、令和<u>5</u>年4月1日から、令和<u>6</u>年3月31日までに実施される国内合宿又は国外遠征等(以下「合宿遠征」という。)に参加する者で、次に定めるいずれかにあてはまる者とする。</p> <p>省略</p> <p>第3条 省略 (強化支援金の支給申請)</p> <p>第4条 強化支援金の支給を受けようとする者(未成年者である場合にあつてはその保護者。以下「申請者」という。)は、トップアスリート強化支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、令和<u>6</u>年3月<u>15</u>日までに知事に提出するものとする。</p> <p>省略 (オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠)</p> <p>第5条 オリンピック__パラリンピック等に出場___可能性がある者について、別表第3に定める競技実績に応じ、支給回数の上限を拡大する。</p> <p>省略</p> <p>第6条 省略 (参加報告)</p> <p>第7条 強化支援金の支給決定を受けた者は、合宿遠征終了後1月以内又は令和<u>6</u>年4月<u>5</u>日のいずれか早い日までに参加実績報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、支給決定を受けた日が、合宿遠征終了後1月を経過している場合は、速やかに提出するものとする。なお、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。</p> <p>省略</p> <p>第8条 省略</p>

改正後	
別表第1 (第2条関係)	
国民スポーツ大会正式競技(41競技) オリンピック・パラリンピック実施 競技(41競技) デフリンピック実施競技(22競技)	省略 _____

省略

別表第2 (第3条関係)

区分	強化支援金の額	
国内合宿等に参加する場合	50,000円	
国外遠征等	下記以外に参加する場合	100,000円
	オリンピック又はパラリンピックに 参加する場合	200,000円

別表第3 (第5条関係)

【(世代別)日本代表選手】

区分	条件
1	当該年度を含む過去3か年度に国際大会(オリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップ、アジア大会及びそれらと同等の国際的なスポーツ競技大会をいう。(※1))に日本代表として出場した者
2	当該年度を含む過去3か年度に全国大会(国民体育大会、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツ競技大会をいう。(※1))でベスト4以上の成績を収めた者(団体種目においては、正選手として出場した者)
3	当該年度を含む過去3か年度に上記1の国際大会(※1)において、ベスト4以上の成績を収めた者

(※1) パラリンピック・デフリンピック実施競技については、上記各区分で示す大会と同規模の大会を対象とする。

■区分1及び2を満たす場合:国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各2回に拡大。

■区分3を満たす場合:国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各3回に拡大。

改正前	
別表第1 (第2条関係)	
国民体育大会正式競技(41競技) オリンピック・パラリンピック実施 競技(41競技) デフリンピック実施競技(21競技)	省略 _____

省略

別表第2 (第3条関係)

区分	強化支援金の額
国内合宿等に参加する場合	60,000円
_____	120,000円
_____	_____

別表第3 (第5条関係)

【_____日本代表選手】

区分	条件
1	当該年度を含む過去3か年度に国際大会(オリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップ、アジア大会及びそれらと同等の国際的なスポーツ競技大会をいう。(※1))に日本代表として出場した者
2	当該年度を含む過去3か年度に全国大会(国民体育大会、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツ競技大会をいう。(※1))でベスト4以上の成績を収めた者(団体種目においては、正選手として出場した者)
3	当該年度を含む過去3か年度に上記1の国際大会(※1)において、ベスト4以上の成績を収めた者

(※1) パラリンピック・デフリンピック実施競技については、上記各区分で示す大会と同規模の大会を対象とする。

■区分1及び2を満たす場合:国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各2回に拡大。

■区分3を満たす場合:国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限各3回に拡大。

削除

【世代別日本代表選手】

条 件

当該年度を含む過去3か年度に国際大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップ、アジア大会及びそれらと同等の国際的なスポーツ競技大会をいう。（※1））に世代別日本代表として出場した者

（※1）パラリンピック・デフリンピック実施競技については、上記各区分で示す大会と同規模の大会を対象とする。

■上記条件を満たす場合：国内合宿等参加及び国外遠征等参加に係る申請数を上限国内3回・国外無制限に拡大。